

静岡市有機茶地域おこし協力隊員 応募要領

静岡市は、全国有数の茶産地であり、安倍川や藁科川、興津川の流域、さらには日本平山麓に至る広い地域で、特色ある良質なお茶が作られています。また、お茶の流通に携わる人たちが多く、全国のお茶が集まり、加工され、出荷される集散地でもあります。

本市では、平成20年に「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」が制定され、それを受けて策定した「静岡市茶どころ日本一計画」をもとに、茶業振興を進めています。



しかし、地球温暖化による気候変動や国際情勢の変化に伴う資材価格の高騰など、昨今の茶業を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においても、高齢化や収益性等の課題から、茶農家の減少が進み、これに伴い茶園面積や生産量も減少しています。地域経済を支える産業であり続けるためには、所得の向上や新たな担い手の育成に加え、省力化や環境負荷低減などの取組が求められています。

そのような中、国は、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定し、耕地面積に占める有機農業（農薬や化学肥料を使わない農業）の割合を2050年に25%まで拡大することが掲げられるなど、農業における環境負荷低減の必要性が示唆されました。これを踏まえ、本市も、持続可能な農業に向け、本年3月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い、「静岡市有機農業実施計画」に基づき、軽労かつ高収益で取り組みやすい有機農業の実現を目指しています。

海外においては、日本食ブームや健康志向の高まりを背景に、お茶への関心度が年々高まっており、残留農薬基準をクリアする可能性の高い有機栽培茶（以下、有機茶）の輸出数量も増加傾向にあります。



そこで、今回、静岡市の持続可能な茶業を振興することを目的に、有機茶のPR及び販売促進、生産支援等の活動を行っていただく「有機茶地域おこし協力隊員」を募集します。

1. 職種、委嘱予定人員及び活動内容

職種	地域おこし協力隊
委嘱予定人員	1名
活動内容	【活動テーマ：有機茶のPR及び販路拡大、生産支援活動】 「静岡市有機茶地域おこし協力隊員設置要綱」に基づき、市内外において、本市有機茶の魅力を発信し、茶業関係者の販売促進、生産支援等を行う。 また、本市が実施する茶業振興事業の支援・協力を行う。 【活動内容】 (1) 本市の有機茶施策の推進における生産者及び関連団体との連携、調整 (2) 市内外の有機茶の情報収集及び調査分析 (3) SNS等を活用した本市の有機茶の魅力発信 (4) 市内外における本市の有機茶のプロモーション (5) 本市の有機茶に関するイベントの企画・運営 (6) 本市の有機茶を活用した市内への誘客施策の検討及び支援 (7) 本市の有機茶の生産支援
活動支援団体	株式会社 THE CRAFT FARM (https://tcf.co.jp/) 株式会社 THE CRAFT FARM は、約6年前に静岡市内の閉鎖される製茶工場を事業継承するために設立した会社であり、全社員が新規就農者かつ移住者です。 茶農家としての茶の生産から、地域近隣の茶農家の茶葉も含めた荒茶生産の製茶工場の運営、加工した荒茶の卸、さらには製茶生産やオリジナルブランドのお茶・ブレンドなども展開し、カフェやバー、スイーツブランドなどとコラボレーションをした独自ルートでのオリジナルティーの小売展開なども進めています。今後は飲み物としてのお茶の展開を超えた、体験・文化としてのお茶のコンテンツ造成・展開、発信を目指しています。 また、市が進める有機茶栽培推進に向け、モデル圃場の設置と有機茶栽培の実証実験に取り組んでいます。  THE CRAFT FARM 所在地である静岡市葵区渡  THE CRAFT FARM の有機茶栽培モデル圃場

2. 活動条件等

委嘱年月日	令和 7 年 9 月 1 日（予定）
任期	令和 7 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで（予定） ※勤務成績が良好な場合は、1 年を超えない範囲で更新します（最大 3 年間）。
主な活動場所	静岡市内・首都圏など
勤務時間	概ね週 31 時間 ※勤務日は不定期です。有給休暇、各種休暇制度の取扱いはありません。 ※副業は、本業務の活動に支障のない範囲で可とします。
報償	月額 300,000 円 ※活動期間が 1 ヶ月に満たない月は日割り計算とします。 ※通勤手当、時間外手当等の各種手当はありません。
その他	（１）地域おこし協力隊として委嘱します。市との雇用関係はありません（雇用保険には加入しません）。 （２）社会保険等は各自の責任においてご加入ください。 （３）住居費（賃貸）や自動車の燃料費等の活動に係る経費は、活動支援団体となる「株式会社 THE CRAFT FARM」から、別途支給する予定です（上限あり）。ただし、不動産及び車両の取得に要する経費や、引越しに係る費用、敷金・礼金・仲介手数料、光熱水費、通信料、生活に係る備品費、自治会費等のご自身の負担となります。 （４）活動に要するパソコン等の機器は各自ご用意ください。

3. 応募資格

次の（１）から（１０）までのすべての要件を満たす方

- （１）年齢が 22 歳以上の方（令和 7 年 4 月 1 日現在）で心身が健康な方
- （２）委嘱を受けてから地域おこし協力隊の活動を行うまでの間に、静岡市に住民票を異動し転入をすることができる方
- （３）現在の居住地（（２）の転入前の住民登録地）の市区町村が、国が定める「特別交付税措置に係る地域要件確認表」の地域要件区分欄の①「３大都市圏内都市地域」、②「３大都市圏内指定都市」、③「３大都市圏外指定都市」等に該当すること
※現在の居住地がどの地域に該当するかは、「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。一部条件不利地域にお住まいの場合は、住所地により応募の可否が異なります。
- （４）首都圏におけるプロモーション活動に意欲を有し、２地域活動（本市と首都圏との２つの地域において行う活動をいう。）が可能であること
- （５）本市茶業と有機茶の振興に意欲を有する方
- （６）任期満了後においても、本市に定住する意欲がある方
- （７）市民や行政職員等と積極的にコミュニケーションをとり、良好な信頼関係を築くことができる方
- （８）パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）の一般的な操作ができる方
- （９）普通自動車運転免許を有している方
- （１０）地方公務員法第 16 条（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する欠格事項に該当しない方

4. 応募手続

受付期間	令和7年6月27日（金）～7月21日（月・祝）17時（受信完了分有効）	
申込方法	電子申請 ※右記 QR 又は下記 URL からアクセスし、申し込んでください。 https://logoform.jp/form/79j2/1111200	
提出書類	以下の書類を、上記フォームにファイル添付し、提出してください。 ② 静岡市有機茶地域おこし協力隊応募申込書（別添様式） ② 小論文（800 文字以内 / Word 形式 / 書式自由） テーマ：「 有機茶地域おこし協力隊員として、自身の能力とこれまでの経験を活かして、どのような活動ができるのか 」 ③ 住民票の写し ④ 普通自動車運転免許証の写し（両面）	

※提出書類及び面接試験時に取得した個人情報、選考に係る事務以外の目的には一切使用しません。

ただし、最終合格者のみ、委嘱事務に必要となる書類・情報等を任命権者（市長等）に提供します。

※提出された書類は返却しません。

※応募手続は必ず本人が行ってください。

5. 選考方法

（1）第1次試験：書類選考

提出していただいた小論文等をもって選考します。可否にかかわらず、第1次試験受験者全員に、令和7年7月30日（水）頃に、メールにて通知予定です。第1次試験合格者にのみ第2次試験の詳細について通知します。

（2）第2次試験：個別面接試験（第1次試験の書類選考合格者のみ実施）

面接日	選考会場
令和7年8月4日（月） ※試験時間等は別途通知します。	静岡市役所 清水庁舎内会議室 ※オンライン形式も可とします。

可否にかかわらず、第2次試験受験者全員に、令和7年8月15日（金）頃に、メールにて通知予定です。合格者には、別途指示する書類の提出が必要となり、当該書類の確認後に正式決定となります。

6. その他

地震、台風などの災害等により、やむを得ず選考日程を変更する場合があります。

7. 問い合わせ先

静岡市 経済局 農政部 農業政策課 お茶のまち推進係（担当：奥平、檜枝^{おくだいら ひえだ}）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

電話：054-354-2089 ※8時30分から17時15分まで。土、日、祝日を除く。

メール：nougyouseisaku@city.shizuoka.lg.jp